

3 掛金・補償額

	補償を受けることができる方(被保険者)	補償の範囲	支払限度額	掛金
児童・生徒賠償責任担保条項	・生徒 ・生徒の親権者等の法定監督義務者 (続柄は事故発生時のもの)	日本国内における 生徒の行為に起因する賠償責任 (24時間)	対人・対物合算(注) 1事故1億円 免責金額(自己負担額) 1事故5千円 (注)対人事故・対物事故合算して1億円が限度となります。	生徒1名あたり 年間 300円
管理者賠償責任担保条項	P T A	日本国内における PTA活動の遂行に起因する賠償責任 (PTA管理下中)	対人 1名 5千万円 1事故 5億円 対物 1事故 5千万円 免責金額(自己負担額) 1事故 1千円 (注)対人事故・対物事故それぞれに適用されます。 加害者1名 10万円 保管物 保険期間中 500万円 免責金額(自己負担額) 1事故 5千円	

補償開始日が平成26年4月1日の場合。
保険期間中の加入については、月ごとに掛金が減額となります。詳細については一般社団法人全国高等学校PTA連合会にお問い合わせください。

- 本補償制度は、在籍されるPTAを通して在校生徒全員の方々を補償の対象とした一般社団法人全国高等学校PTA連合会を契約者とする団体契約です。
- PTA(学校)単位で5月1日付学校基本調査生徒数分的人数で加入していただきます。
- 掛金は10万人以上が加入した場合の団体割引を適用しています。加入者数が10万人を下回った場合は、支払限度額の引き下げ等の変更をさせていただきます。
- 生徒1名当たりの掛金300円に管理者賠償責任担保条項の補償も含まれています。
- 掛金には制度維持費9円が含まれています。詳細は一般社団法人全国高等学校PTA連合会へお問い合わせください。

4 補償の内容

	補償の対象となる場合	補償の対象とならない場合(主なもの)
児童・生徒賠償責任担保条項	生徒の行為によって補償期間中に、他人の身体・生命を害したり、他人の財物を損壊し、生徒またはその親権者等の法定監督義務者が、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 【ご注意】 ◇けんかによる加害事故→ けんかによる加害事故については多くの場合、本人の故意によるものとみなされ、補償の対象とならないケースがあります。 ◇アルバイト中の事故→ 会社や店で業務に従事中に発生した賠償責任は使用者である会社側が負うのが一般的ですが、生徒の過失が認められた部分については補償の対象となります。	①保険契約者、被保険者の故意 ②戦争、変乱、暴動、騒ぎ、労働争議 ③地震、噴火、洪水、津波または高潮 ④自動車、原動機付自転車もしくは航空機または船舶・車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)または銃器の所有、使用、管理に起因する賠償責任 ⑤被保険者と同居する親族または被保険者と生計を共にする別居の親族に対する賠償責任 ⑥他人からの借用品・預かり品の損壊につき、正当な権利(所有権等)を有する者に対する賠償責任(例:借用中のパソコンを壊した) ⑦被保険者の心神喪失に起因する賠償責任 ⑧日本国外で生じた事故に起因する損害 ⑨他人との特別の約定により加重された賠償責任 等
管理者賠償責任担保条項	(1) PTA管理下において、PTA活動の遂行に起因し補償期間中に、他人にケガをさせる等他人の身体・生命を害したり、他人の財物を損壊したことにより、PTAが法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 (2) PTA管理下において、PTAが使用・管理する第三者から借用したスポーツ用具等の財物を補償期間中に、PTA会員および生徒が損壊または紛失し、もしくは盗まれたことにより、PTAが法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。	①保険契約者、被保険者の故意 ②戦争、変乱、暴動、騒ぎ、労働争議 ③地震、噴火、洪水、津波または高潮 ④自動車、原動機付自転車または車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)の所有、使用、管理に起因する賠償責任 ⑤PTAの占有を離れた物や飲食物に起因する賠償責任 ⑥日本国外のPTA活動で生じた事故に起因する損害 ⑦他人との特別の約定により加重された賠償責任 ⑧PTAが借用した保管物のかし、自然の消耗若しくは性質による破損または借用した保管物を貸主に返還して30日経過後に発見された保管物の破損に起因する賠償責任 ⑨PTAが所有、使用または管理する施設の修理、改築または取壊しなどの工事に起因する賠償責任 ⑩PTA活動終了後に行われたPTA活動以外の活動に起因する賠償責任 等 (注)④⑤⑨は左記「補償の対象となる場合」の(1)の事故、⑧は(2)の事故にのみ適用されます。

<ご加入にあたってのご注意>

- 告知義務: 加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- 通知義務: ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は遅滞なく引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- 共同保険契約に関するご説明: この保険契約は、下記の保険会社による共同保険契約であり、幹事保険会社の東京海上日動火災保険株式会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、各引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合については一般社団法人全国高等学校PTA連合会にお問い合わせください。
- 保険会社が破綻した場合等の取扱いについて: 保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限ります))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。詳細につきましては、引受保険会社までご照会ください。
(注) 保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

●補償内容のお問い合わせ窓口

- 引受幹事保険会社 東京海上日動火災保険株式会社 TEL.03-3515-4133
(担当:公務第二部 公務第一課)
- 共同引受保険会社 AIU損害保険株式会社 TEL.03-5819-3416
- 三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03-3259-4061
- 株式会社損害保険ジャパン TEL.03-3593-6828

●加入についてのお問い合わせ窓口

- 一般社団法人全国高等学校PTA連合会
- 東京都千代田区神田佐久間町2-1
- 奥田ビル301号
- TEL.03-5835-5711